様式第一（第一条の十九第一項関係）（日本工業規格Ａ４）

［略］

様式第二（第一条の十九第二項関係）（日本工業規格Ａ４）

［略］

様式第三（第一条の十九第三項関係）（日本工業規格Ａ４）

認定しない旨の通知書

第　　号
年　月　日

申請者　　殿

特定行政庁　　印

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画については、下記の理由により都市再生特別措置法第19条の17第１項の規定による認定をしないこととしましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３ヶ月以内に　　に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して３ヶ月以内であっても、処分の日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この通知を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に　　を被告として（訴訟において　　を代表する者は　　となります。）行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（理由）

様式第一（第一条の十八第一項関係）（日本工業規格Ａ４）

［同左］

様式第二（第一条の十八第二項関係）（日本工業規格Ａ４）

［同左］

様式第三（第一条の十八第三項関係）（日本工業規格Ａ４）

認定しない旨の通知書

第　　号
年　月　日

申請者　　殿

特定行政庁　　印

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画については、下記の理由により都市再生特別措置法第19条の17第１項の規定による認定をしないこととしましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に　　に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立てをすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から１年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この通知を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に　　を被告として（訴訟において　　を代表する者は　　となります。）行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（理由）

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（都市再開発法施行規則の一部改正）

第二条　都市再開発法施行規則（昭和四十四年建設省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（規準又は規約の記載事項） **第一条の八**　法第七条の十第十号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一・二　［略］ 三　事業計画において個別利用区が定められたときは、法第七十条の二第二項第三号の規準又は規約で定める規模	（規準又は規約の記載事項） **第一条の八**　［同上］ 一・二　［同上］ ［号を加える。］